

板橋区フリースクール等利用料助成金交付要綱

(令和8年3月9日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、不登校児童・生徒の個々の特性に合った居場所を確保するため、不登校児童・生徒の保護者に対してフリースクール等を利用するために要する費用の一部を助成することにより、その保護者の負担を軽減し、もって、不登校児童・生徒の社会的自立を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童・生徒 学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒のうち、板橋区（以下「区」という。）内に住所を有する者（区において対象者に関する事項が住民基本台帳に記載されている者。）をいう。
- (2) 不登校児童・生徒 児童・生徒のうち、欠席日数にかかわらず、何らかの心理的、情緒的、身体的若しくは社会的要因又は背景によって、当該児童・生徒が在籍する学校へ登校しない又はすることができない状況にある者をいう。
- (3) 保護者 次に掲げるいずれかに該当する者をいう。
 - ア 不登校児童・生徒の親権者
 - イ 不登校児童・生徒に親権者がいない場合は、不登校児童・生徒の未成年後見人
 - ウ 不登校児童・生徒の親権者及び未成年後見人が存在しない場合は、以下のいずれかの者（以下「主たる生計維持者」という。）
 - (ア) 不登校児童・生徒を地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第9号及び第292条第1項第9号の扶養親族としている者
 - (イ) 不登校児童・生徒を健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第7項の被扶養者としている者
 - (ウ) 不登校児童・生徒に係るひとり親家庭等医療費助成制度に基づく医療証を有する者
 - (エ) 不登校児童・生徒に係る児童扶養手当証書を有する者
 - エ 不登校児童・生徒の親権者又は未成年後見人が存在するが、フリースクール等の利用料を負担することが困難な場合は、主たる生計維持者
- (4) フリースクール等 東京都フリースクール等利用者支援事業助成金交付要綱（令和6年4月30日付6生総企第51号。以下「都要綱」という。）第4条のフリースクール等をいう。
- (5) 利用料 都要綱第2条第5項の利用料をいう。

(助成対象者)

第3条 この要綱に基づく助成金（以下「区助成金」という。）の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、第7条第1項の規定による申請をする日の属する年度において都要綱第9条第3項の交付決定者である保護者とする。

(助成対象経費)

第4条 区助成金の交付の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、第7条に定める交付申請及び請求を行う日の属する年度の4月1日から3月31日の期間内に、不登校児童・生徒がフリースクール等を利用するに当たり保護者が支出した利用料とする。この場合において、不登校児童・生徒が、複数のフリースクール等を利用しているときは、それぞれに支出する利用料の合計額を助成対象経費とすることができる。

(助成対象期間)

第5条 助成対象期間は、不登校児童・生徒がフリースクール等の利用を開始した月(利用の開始が申請年度以前である場合には、当該年度の4月)からフリースクール等の利用を終了する月(利用の終了が翌年度以降となる見込みである場合には、当該年度の3月)までとする。

(区助成金の額)

第6条 1月当たりの区助成金の額は、1月当たりの助成対象経費の額から1月当たりの都営圏における助成金(以下「都助成金」という。)及びその他団体等からフリースクール等の利用料に対して交付される助成金(予定を含む。)の額を減じて得た額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、不登校児童・生徒1人につき2万円を上限とする。

2 区助成金は、予算の範囲内において交付する。

(交付申請及び請求)

第7条 区助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、板橋区フリースクール等利用料助成金交付申請書兼請求書(別記第1号様式。以下「申請書兼請求書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添えて、区長に申請するものとする。

- (1) 助成対象者が交付を受ける都助成金に係る都営圏第9条第3項の東京都フリースクール等利用者支援事業助成金交付決定通知書の写し
- (2) 領収書その他の助成対象経費の支払い状況が確認できる書類の写し
- (3) その他必要書類

2 前項の助成対象経費の区分は次のとおりとし、それぞれの区分に係る申請書兼請求書の提出期限は別に定めるものとする。

- (1) 第1四半期(4月1日から6月30日まで)
- (2) 第2四半期(7月1日から9月30日まで)
- (3) 第3四半期(10月1日から12月31日まで)
- (4) 第4四半期(1月1日から3月31日まで)

3 第1項の規定は、区長が指定する電子情報処理組織(区長の使用に係る電子計算機及び機器等と申請等をする者の使用に係る電子計算機等とを電気通信回線で接続したものをいう。)による申請に代えることができる。

(交付決定及び通知)

第8条 区長は、前条の規定による交付申請及び請求があった場合はその内容を審査し、区助成金の交付を決定したときは板橋区フリースクール等利用料助成金交付決定通知書(別記第2号様式)により、区助成金の不交付を決定したときは板橋区フリースクール等利用料助成金不交付決定通知書(別記第3号様式)により、申請者に通知する。

(区助成金の支払)

第9条 区長は、前条の規定する区助成金の交付を決定した申請者（以下「交付決定者」という。）の指定銀行口座等へ区助成金を振り込むものとする。

(公簿等の確認)

第10条 区長は、この要綱の施行のために必要があると認めるときは、申請者の同意を得て、区が保有する公簿等の確認、他の官公署への照会等を行うことができる。

2 区長は、申請書兼請求書に添付しなければならない書類について、前項の規定によりその内容を確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(変更の届出)

第11条 交付決定者は、既に区助成金の交付決定を受けた申請内容に変更が生じたときは、速やかに板橋区フリースクール等利用料助成金変更申請書兼請求書（別記第4号様式）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定により変更の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは板橋区フリースクール等利用料助成金変更承認通知書（別記第5号様式）により、変更を承認しなかったときは板橋区フリースクール等利用料助成金変更不承認通知書（別記第6号様式）により、変更申請者に通知する。

(交付決定の取消し)

第12条 区長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、区助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第3条に規定する助成対象者の要件を満たさなくなったとき

(2) 偽りその他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき

(3) その他区長が区助成金の交付の全部又は一部を取り消すことが妥当と判断したとき

2 区長は、前項の規定により区助成金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、板橋区フリースクール等利用料助成金交付決定取消通知書（別記第7号様式）によって、交付決定者に通知する。

(区助成金の返還)

第13条 区長は、前条の規定により、区助成金の交付決定を取り消した場合において、既に区助成金が交付されているときは、区助成金の交付決定を取り消した者に対し、期限を定めて当該区助成金の返還を命ずるものとする。

(関係機関との連携)

第14条 区長は、東京都、当該不登校児童・生徒の在籍校及び利用するフリースクール等に対し、申請内容に関する確認及び情報提供を行うことができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めのない事項は、東京都板橋区補助金交付規則（昭和42年板橋区規則第3号）に定めるもののほか、教育委員会事務局次長が定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

板橋区フリースクール等利用料助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

（宛先）板橋区長

私は、東京都から東京都フリースクール等利用者支援事業助成金の交付決定を受けたため、板橋区フリースクール等利用料助成金交付要綱第7条の規定により、助成金の交付を申請します。

本助成金の交付審査に当たり、板橋区が申請保護者及びその児童・生徒に関する住民登録記載事項等の各種公簿を閲覧・照会や、東京都助成金交付決定通知書の写し、領収書その他の助成対象経費の支払い状況が確認できる書類の写し、その他必要書類を提出すること、また必要に応じて、東京都及び在籍校に助成金の交付状況や出席状況等を問い合わせることを承諾します。加えて、板橋区が申請書兼請求書に記載された個人情報（氏名、住所、連絡先、在籍校、振込先口座情報等）を、下記の目的の範囲内で利用することについて同意します。なお、交付が認められた場合は下記口座にお振込みください。

1 申請者である保護者

住 所			
ふりがな		児童・生徒との続柄	
氏 名			
連絡先（電話番号）	—	—	※日中につながる連絡先（電話番号）
メールアドレス			

2 児童・生徒

在籍校の名称	学校	学年	第 学年
ふりがな	生 年 月 日		
氏 名	西 暦 年 月 日 生		
同居・別居の別	住所(別居の場合のみ記入)		

3 在籍しているフリースクール等

施 設 の 名 称	
-----------	--

4 助成金申請額等

申請する期間 <small>※該当期間に☐を入れてください。</small>	<input type="checkbox"/> 第1期：4月～6月	<input type="checkbox"/> 第2期：7月～9月
	<input type="checkbox"/> 第3期：10月～12月	<input type="checkbox"/> 第4期：1月～3月
助成対象経費	円	※第1号様式別紙の助成対象経費の合計をご記入ください。
助成金申請額	円	※第1号様式別紙の助成金申請額の合計をご記入ください。

5 振込先口座 【 年 月 日 に申請した振込先口座を指定します。】

※ 本助成金を申請したことがあり、振込先口座に変更がない場合は、上記に☐していただき【 】内をご記載ください。この場合、下記の口座情報については記載不要です。

金 融 機 関 名				支 店 名				
銀行・信用金庫 信用組合・農協				本・支店 本・支所 出張所				
								金融機関番号
漁協				店番号				
預金種別	口座番号（右詰で記入）				口座名義（カタカナ）			

個人情報の利用目的

- 板橋区フリースクール等利用料助成金の交付申請兼請求受付、審査のため
- 板橋区フリースクール等利用料助成金の交付決定、支給のため
- 板橋区フリースクール等利用料助成金に関する連絡、問い合わせ対応のため
- 板橋区フリースクール等利用料助成金の適正な執行管理及び実績確認のため
- 氏名、住所、在籍校に関する情報など、官公署が保有する資料の閲覧または関係機関への照会による、申請要件の確認のため
- 板橋区、板橋区教育委員会事務局、東京都、他自治体等の関係機関への情報提供のため
- 本助成金の統計資料作成、効果測定のため

板橋区フリースクール等利用料助成金利用状況実績報告書

申請する期間		A 助成対象経費 (利用料)	B 都助成金	C その他団体等 助成金	D 助成金申請額 (A - B - C)
年	第1期	4月	円	円	円
		5月	円	円	円
		6月	円	円	円
	第2期	7月	円	円	円
		8月	円	円	円
		9月	円	円	円
	第3期	10月	円	円	円
		11月	円	円	円
		12月	円	円	円
年	第4期	1月	円	円	円
		2月	円	円	円
		3月	円	円	円
【Aの合計】 助成対象経費の合計		円		【Dの合計】 助成金申請額	円

※ 助成金申請額は、保護者が負担した当該期間の助成対象経費から、都助成金及びその他団体等からフリースクール等の利用料に対して交付された助成金（予定含む）の額を差し引いた額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）を月額2万円を上限にご記入ください。

第 号
年 月 日

板橋区フリースクール等利用料助成金交付決定通知書

様

板 橋 区 長

年 月 日付で申請のあった板橋区フリースクール等利用料助成金交付要綱の規定によるフリースクール等の利用料に対する助成については、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

1 交付決定番号

2 助成金額 円

3 交付決定の取消し

板橋区フリースクール等利用料助成金交付要綱第12条の規定により、区助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

4 区助成金の返還

板橋区フリースクール等利用料助成金交付要綱第13条の規定により、区助成金の返還を命ずることがあります。

【問い合わせ先】

〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号

所属：

電話：

第 号
年 月 日

板橋区フリースクール等利用料助成金不交付決定通知書

様

板 橋 区 長

年 月 日付で申請のあった板橋区フリースクール等利用料助成金交付要綱の規定によるフリースクール等の利用料に対する助成については、下記のとおり不交付と決定したので通知します。

記

理由

【問い合わせ先】

〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号

所属：

電話：

板橋区フリースクール等利用料助成金変更承認申請書兼請求書

年 月 日

（宛先）板橋区長

（保護者）

氏 名

交付決定番号

板橋区より交付決定を受けた標記助成金について、下記の事項に変更がありましたので、板橋区フリースクール等利用料助成金交付要綱第11条の規定により申請します。

審査に当たり、板橋区が申請保護者及びその児童・生徒に関する住民登録記載事項等の各種公簿を閲覧・照会や、東京都助成金交付決定通知書の写し、領収書その他の助成対象経費の支払い状況が確認できる書類の写し、その他必要書類を提出すること、また必要に応じて、東京都及び在籍校に助成金の交付状況や出席状況等を問い合わせることを承諾します。加えて、板橋区が申請書兼請求書に記載された個人情報（氏名、住所、連絡先、在籍校、振込先口座情報等）を、裏面の目的の範囲内で利用することについて同意します。なお、変更が認められた場合は下記口座にお振込みください。

変更が生じた事項に☑して、変更後の情報を記載してください。

1 申請者である保護者 【事実発生日 年 月 日】

	住 所			
	ふりがな		児童・生徒との続柄	
	氏 名			
	連絡先（電話番号）	—	—	※日中につながる連絡先（電話番号）
	メールアドレス			

2 児童・生徒 【事実発生日 年 月 日】

	在籍校の名称	学校	学年	第 学年
	ふりがな	生 年 月 日		
	氏 名	西 暦	年 月 日	生
	同居・別居の別	住所（別居の場合のみ記入）		

3 在籍しているフリースクール等 【事実発生日 年 月 日】

	施設の名称	
--	-------	--

4 助成金申請額等

	申請する期間	<input type="checkbox"/> 第1期：4月～6月	<input type="checkbox"/> 第2期：7月～9月
	※該当期間に☑を入れてください。	<input type="checkbox"/> 第3期：10月～12月	<input type="checkbox"/> 第4期：1月～3月
	助成対象経費	円	【変更前】
	助成対象経費	円	【変更後】※裏面の助成対象経費の合計をご記入ください。
	助成金申請額	円	【変更前】
	助成金申請額	円	【変更後】※裏面の助成申請額の合計をご記入ください。

5 振込先口座

金融機関名				支 店 名					
銀行・信用金庫 信用組合・農協				本・支店 本・支所 出張所					
								金融機関番号	
預金種別		口座番号（右詰で記入）				口座名義（カタカナ）			

板橋区フリースクール等利用料助成金利用状況実績報告書

変更後の情報を記載してください。

申請する期間		A 助成対象経費 (利用料)	B 都助成金	C その他団体等 助成金	D 助成金申請額 (A-B-C)
年	第1期	4月	円	円	円
		5月	円	円	円
		6月	円	円	円
	第2期	7月	円	円	円
		8月	円	円	円
		9月	円	円	円
	第3期	10月	円	円	円
		11月	円	円	円
		12月	円	円	円
年	第4期	1月	円	円	円
		2月	円	円	円
		3月	円	円	円
【Aの合計】 助成対象経費の合計		円		【Dの合計】 助成金申請額	円

※ 助成金申請額は、保護者が負担した当該期間の助成対象経費から、都助成金及びその他団体等からフリースクール等の利用料に対して交付された助成金（予定含む）の額を差し引いた額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）を月額2万円を上限にご記入ください。

個人情報の利用目的

- 板橋区フリースクール等利用料助成金の交付申請兼請求受付、審査のため
- 板橋区フリースクール等利用料助成金の交付決定、支給のため
- 板橋区フリースクール等利用料助成金に関する連絡、問い合わせ対応のため
- 板橋区フリースクール等利用料助成金の適正な執行管理及び実績確認のため
- 氏名、住所、在籍校に関する情報など、官公署が保有する資料の閲覧または関係機関への照会による、申請要件の確認のため
- 板橋区、板橋区教育委員会事務局、東京都、他自治体等の関係機関への情報提供のため
- 本助成金の統計資料作成、効果測定のため

第 号
年 月 日

板橋区フリースクール等利用料助成金変更承認通知書

様

板 橋 区 長

年 月 日付で申請のあった板橋区フリースクール等利用料助成金交付要綱の規定による内容変更について、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

1 承認内容

板橋区フリースクール等利用料助成金変更申請書兼請求書（4号様式）のとおり

2 交付決定番号

3 変更承認後の交付決定額

円

（当該事項に係る変更があった場合のみ記載）

4 交付決定の取消し

板橋区フリースクール等利用料助成金交付要綱第12条の規定により、区助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

5 区助成金の返還

板橋区フリースクール等利用料助成金交付要綱第13条の規定により、区助成金の返還を命ずることがあります。

【問い合わせ先】

〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号

所属：

電話：

第 号
年 月 日

板橋区フリースクール等利用料助成金変更不承認通知書

様

板 橋 区 長

年 月 日付で申請のあった板橋区フリースクール等利用料助成金交付要綱の規定による内容変更について、下記のとおり承認しないことに決定したので通知します。

記

理由

【問い合わせ先】

〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号

所属：

電話：

第 号
年 月 日

板橋区フリースクール等利用料助成金交付決定取消通知書

様

板 橋 区 長

年 月 日付で決定した板橋区フリースクール等利用料助成金交付要綱の規定によるフリースクール等の利用料に対する助成については、下記のとおり交付の決定を取り消したので通知します。

記

- 1 交付決定番号
- 2 申請者である保護者氏名
- 3 取消決定年月日
- 4 取消しの理由

【問い合わせ先】

〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号

所属：

電話：